

赴任に伴う規程

R7. 1. 31改定

【 1. 摘要範囲 】

下記、業務につく(株)サンキ社員を摘要範囲とする。（契約社員は除外）

- 1) 派遣業務に赴任する者。
- 2) 測量委託を受けて出向業務につく者。

派遣業務を受けて自宅からの通勤が困難な場合

測量委託を受けて本社又は自宅からの通勤が困難な場合

※自宅とは、本人名義で所有または住宅ローン、家賃負担しているもの。

【 2. 摘要業務・現場 】

1・派遣業務

- 1) 原則、自宅より1時間30分以上通勤時間が掛かる場合
- 2) 原則、自宅より100km以上有る場合
- 3) 派遣現場の契約が1ヶ月以上の場合
- 4) 会社が必要と判断した場合

2・測量委託

- 1) 原則、自宅より1時間30分以上通勤時間が掛かる場合
- 2) 原則、自宅より100km以上有る場合
- 3) 上記1) 2) の条件で委託業務が1ヶ月以上で且つ、
1ヶ月以上連続勤務の場合は赴任とする。
- 4) 会社が必要と判断した場合

【 3. 通勤について 】

1・通勤手段

- 1) 社用車貸与
- 2) 自家用車使用
- 3) 公共交通機関

上記、いずれかを会社と協議して取決める。

2・通勤費用

- 1) 社用車の場合は全額会社負担（ルート・高速使用区間は協議）
- 2) 自家用車使用の場合 1 k m : 23円支給（時価により変更有）
高速使用区間は会社と協議
- 3) 公共交通機関の実費料金

3・通勤、帰宅頻度

- 1) 通勤距離100 k m～200 k m以内-----毎週末
 - 2) 通勤距離200 k m～450 k m以内-----隔週末
 - 3) 通勤距離450 k m以上-----月2回
- 以上3項目は原則であり詳細は会社と協議により決定する。

【 4. 赴任手当について 】

1・赴任手当

以下の条件で赴任手当（単身赴任の場合）を支給する。

1) 通勤距離100 k m～200 k m以内（2.5時間程度）

独身者・・・15,000円

妻帯者・・・25,000円

2) 通勤距離200 k m～450 k m以内（半日程度）

独身者・・・20,000円

妻帯者・・・35,000円

3) 通勤距離450 k m以上（半日以上）

独身者・・・25,000円

妻帯者・・・40,000円

※配偶者、子供と赴任先に同行する場合は独身者と同額とする。

※上記以外については会社と協議して決定する。

2・地域手当

関東圏・関西圏において、現状生活より物価水準が高いと会社が認めた場合。

手当額は妻帯者と独身者では変わります。

手当額 5,000円～15,000円

※上記は原則であり、最終は会社との協議により決定する。

3・赴任住宅手当

原則、会社が指定した宿泊施設に宿泊する。

配偶者・子供を赴任先に同行する場合は家賃額の60%支給とする。

家賃補助：上限60,000円 引越し代については会社と協議とする。

※上記以外については会社と協議して決定する。

4・宿泊・食事手当

①、**食事つき飯場に赴任する場合は就労日1日当たり1,000円支給する**

②、①が困難な場合宿泊施設・自炊用具は会社で用意する

この場合、自炊支援費として就労日1日当たり1,000円支給する

配偶者同行の場合は支給なし。

※上記以外については会社と協議して決定する。